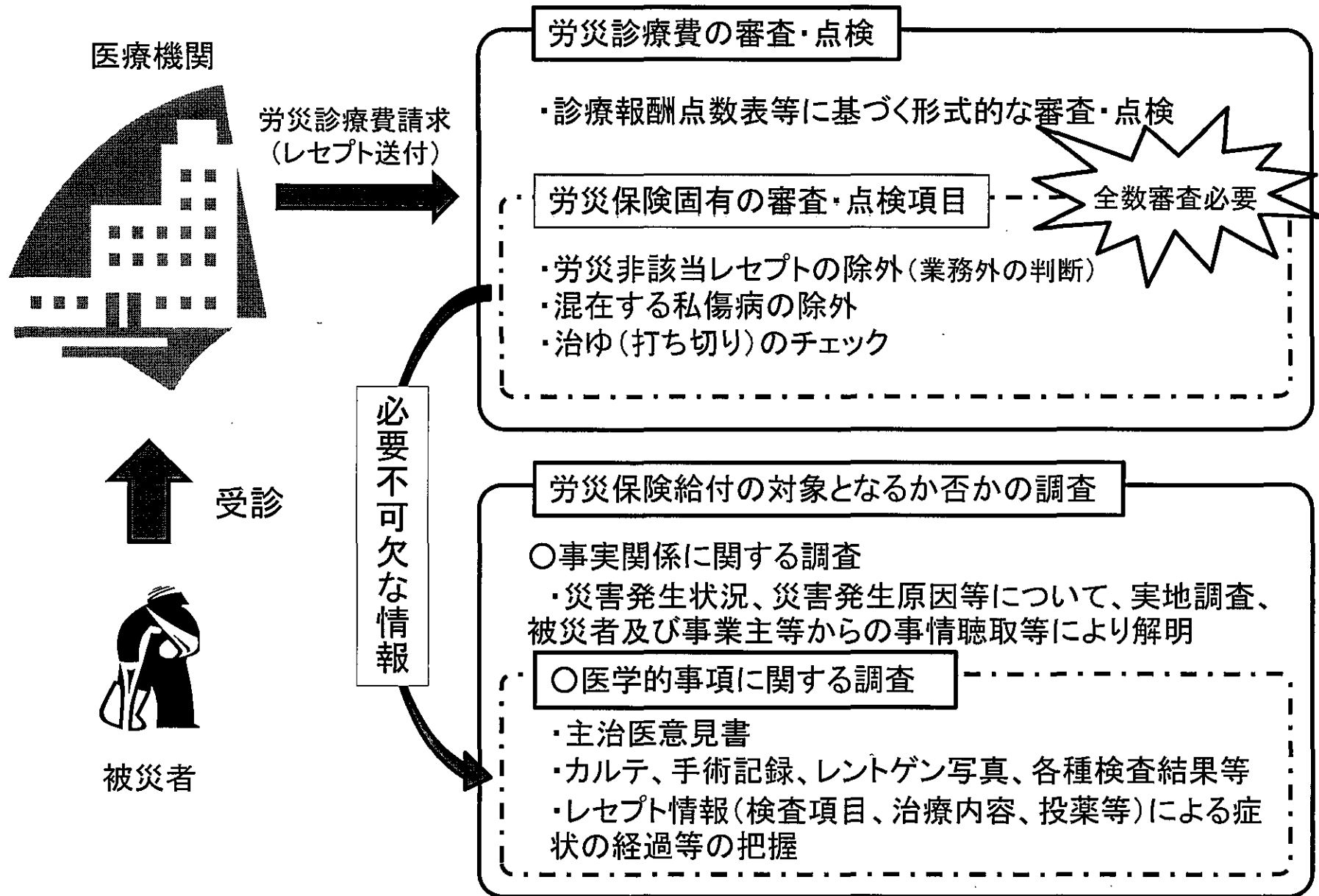


# レセプト全数の審査が必要な理由



# 療養期間中に新たな病名が追加された事例（1）

平成22年4月分のレセプト

帳票種別 314702	修正項目番号	③支払額			
④労働保険番号	⑤増減コード及び増減額				
⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日		
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分			
⑬合計額	修正欄				

労働者の氏名 厚  太  郎	傷病の部位及び傷病名 全身打撲・頸椎捻挫
事業場の名称 労災銀行（株）霞か関支店	傷病の経過 全身打撲及び頸椎捻挫で療養中
事業場の所在地 東京都千代田区霞が関1-2	

診療内容	点数	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診	円	
⑫再診 外来管理加算	×	⑫再診	回	
時間外	×		回	
休日	×		回	
深夜	×		回	

平成22年5月分のレセプト

帳票種別 314702	修正項目番号	③支払額			
④労働保険番号	⑤増減コード及び増減額				
⑥生年月日	⑦傷病年月日	⑧増減理由	⑨決定年月日		
⑩療養期間	⑪診療実日数	⑫処理区分			
⑬合計額	修正欄				

労働者の氏名 厚  太  郎	傷病の部位及び傷病名 全身打撲・頸椎捻挫 心的外傷後ストレス障害
事業場の名称 労災銀行（株）霞か関支店	傷病の経過 全身打撲及び頸椎捻挫で療養中
事業場の所在地 東京都千代田区霞が関1-2	

診療内容	点数	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診	円	
⑫再診 外来管理加算	×	⑫再診	回	
時間外	×		回	
休日	×		回	
深夜	×		回	

## 「労働局」の審査・点検

○新たに傷病名が追加されている事案の選定

〈疑義付箋の記載内容〉※

5月より「心的外傷後ストレス障害」の病名追加あり。（参考：4月レセプト）  
労災起因の傷病として認められるか、調査が必要。

## 「労働局」の確認

PTSDの発症原因を医療機関に照会し、私病と判断した場合には診療費を査定する。ただし、判断できない場合には労働災害により発症した可能性があるとして、労働基準監督署に情報を提供する。

私病の有無の照会



医療機関

情報提供

## 「労働基準監督署」の労災認定

労働局から情報の提供を受けた事案について、PTSDが業務災害により発症したものであるか否か、被災労働者から精神的負荷の状況、主治医に発生原因特定のための意見を求める。

精神的負荷の確認



被災労働者

行政処分

## 業務上外の決定

### レセプト審査から把握される疑義情報

5月のレセプトの「傷病の部位及び傷病名」欄には、4月のレセプトに記載されていなかった「心的外傷後ストレス障害」の病名が追加されているが、追加されたPTSDは、全身打撲から通常派生した傷病ではないことから、労災による傷病であるか否か判断できないために、別途労働基準監督署においてPTSDの労災認定が必要と考えられる。

# 療養期間中に新たな病名が追加された事例（2）

平成22年4月分のレセプト

④労働保険番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	⑤増減コード及び増減額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	③支払額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
⑥生年月日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	⑦傷病年月日 2 2 0 4 0 1	⑧増減理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	⑨決定年月日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
⑩療養期間 2 2 0 4 0 1 - 2 2 0 4 3 0	⑪診療実日数 1 0	⑫処理区分 〇〇〇〇〇〇〇〇	⑬合計額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

労働者の氏名 厚 花 子	事業場の名称 労災銀行（株）霞が関支店	事業場の所在地 東京都千代田区霞が関1-2	傷病の部位及び傷病名 右大腿骨頸部骨折、全身打撲
			傷病の経過 骨折及び全身打撲で療養中

⑪初診	⑫再診	診療内容	点数	診療内容	金額	摘要
〇	〇	時間外・休日・深夜		初診	〇〇〇〇〇円	
〇	〇	外来管理加算	×	再診		
〇	〇	時間外	×			
〇	〇	休日	×			
〇	〇	深夜	×			

診療費請求書内訳書

平成22年5月分のレセプト

④労働保険番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	⑤増減コード及び増減額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	③支払額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
⑥生年月日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	⑦傷病年月日 2 2 0 4 0 1	⑧増減理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	⑨決定年月日 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
⑩療養期間 2 2 0 5 0 1 - 2 2 0 5 3 1	⑪診療実日数 5	⑫処理区分 〇〇〇〇〇〇〇〇	⑬合計額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

労働者の氏名 厚 花 子	事業場の名称 労災銀行（株）霞が関支店	事業場の所在地 東京都千代田区霞が関1-2	傷病の部位及び傷病名 右大腿骨頸部骨折、全身打撲 骨粗鬆症
			傷病の経過 骨折及び全身打撲で療養中

⑪初診	⑫再診	診療内容	点数	診療内容	金額	摘要
〇	〇	時間外・休日・深夜		初診	円	
〇	〇	外来管理加算	×	再診		
〇	〇	時間外	×			
〇	〇	休日	×			
〇	〇	深夜	×			

診療費請求書内訳書

## 「労働局」の審査・点検

○新たに傷病名が追加されている事案の選定

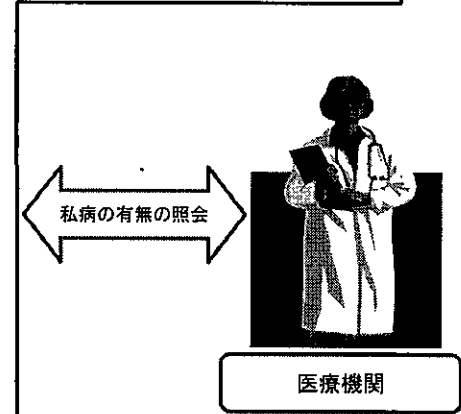
〈疑義付箋の記載内容〉※

5月より「骨粗鬆症」の病名追加及び骨粗鬆症治療剤の投与あり。  
（参考：4月レセプト）  
骨折の治療にあたり骨粗鬆症治療剤の投与が必要な場合は認められるため、その必要性について確認が必要。  
なお、私病の場合、算定は不可。（病名も削除）



## 「労働局」の確認

骨粗鬆症の治療が必要な理由を医療機関に照会し、私病と判断した場合には診療費を査定し、骨折のために必要な治療である場合は、骨折の治療に含まれる医療行為として支払の対象とする。



## レセプト審査から把握される疑義情報

レセプトの「傷病の部位及び傷病名」欄には、「骨粗鬆症」の病名が追加されているが、一般的に骨粗鬆症は私病であり、労働災害とは関係のない傷病として査定の対象である。しかしながら、骨折の治療のために骨粗鬆症の治療が必要であれば、労災として保険給付する傷病の範囲に含めるべきである。そのため、主治医に対して治療の必要性の説明を求める必要がある。

療養の経過から治療の効果が疑わしい事例（労災打ち切り（治ゆ））

診療費請求書内訳書

診療費請求書内訳書

平成21年12月分のレセプト  
平成21年11月分のレセプト

④労働保険番号	⑤増減コード及び増減額
⑥生年月日	⑦傷病年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数
⑬合計額	修正欄

労働者の氏名	厚  劳  太  郎	傷病の部位及び傷病名	右脛骨骨幹部骨折
事業場の名称	労災銀行（株）霞が関支店	傷病の経過	右脛骨骨幹部骨折で経過観察中
事業場の所在地	東京都千代田区霞が関1-2		

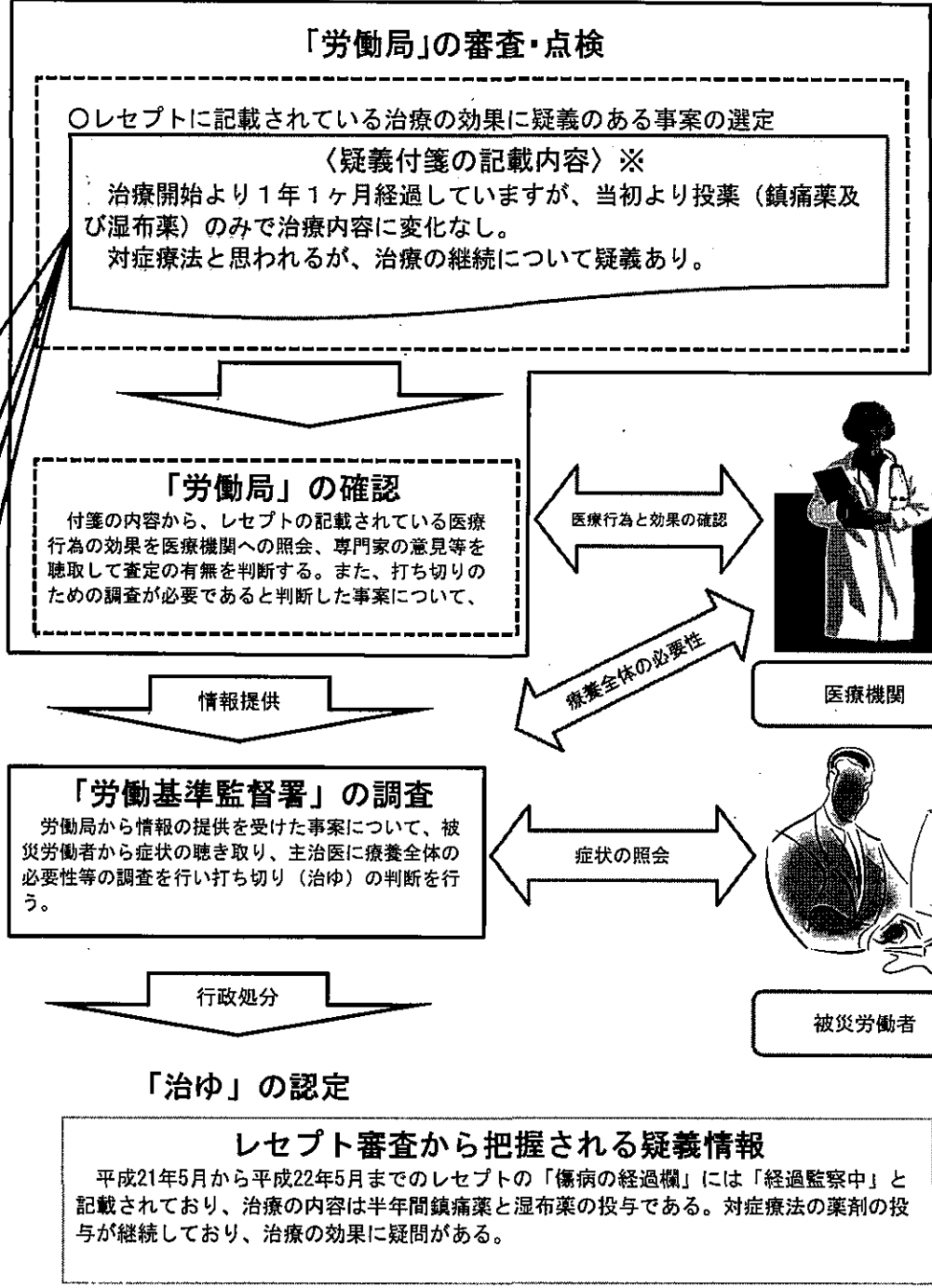
診療内容	点数	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診		
⑫再診 外来管理加算	×	⑫再診	〇〇〇円	
時間外	×			
休日	×			
深夜	×			

平成22年5月分のレセプト

④労働保険番号	⑤増減コード及び増減額
⑥生年月日	⑦傷病年月日
⑩療養期間	⑪診療実日数
⑬合計額	修正欄

労働者の氏名	厚  劳  太  郎	傷病の部位及び傷病名	右脛骨骨幹部骨折
事業場の名称	労災銀行（株）霞が関支店	傷病の経過	右脛骨骨幹部骨折で経過観察中
事業場の所在地	東京都千代田区霞が関1-2		

診療内容	点数	診療内容	金額	摘要
⑪初診 時間外・休日・深夜		⑪初診		
⑫再診 外来管理加算	×	⑫再診	〇〇〇円	
時間外	×			
休日	×			
深夜	×			



# 災害の発生状況と発症した傷病との関係に疑問がある事例

診療費請求書内訳書

① 帳票種別 3 4 7 0 2	② 修正項目番号	③ 支払額
④ 労働保険番号	⑤ 増減コード及び増減額	
⑥ 生年月日	⑦ 傷病年月日	⑧ 増減理由 ⑨ 決定年月日
⑩ 療養期間	⑪ 診療実日数	⑫ 処理区分
⑬ 合計額	修正欄	
労働者の氏名 厚 花 子	傷病の部位及び傷病名 頸椎捻挫、右膝の打撲	
事業場の名称 労災銀行(株)霞か関支店	傷病の経過 捻挫、打撲で療養中	
事業場の所在地 東京都千代田区霞が関1-2		
⑭ 初診 時間外・休日・深夜	⑮ 初診 回数	⑯ 金額
⑰ 再診 外来管理加算	⑱ 再診 回数	
⑲ 時間外		
⑳ 休日		
㉑ 深夜		

### 療養補償給付たる療養の給付請求書

① 帳票種別 3 4 5 0 0	② 管轄局署	③ 業通別	④ 保留	⑤ 受付年月日
⑥ 労働保険番号	⑦ 処理区分	⑧ 支給不支給決定年月日		
⑨ 性別	⑩ 生年月日	⑪ 傷病年月日	⑫ 再発年月日	
シメイ(カタカナ) コウロウ ハナコ	⑬ 三者	⑭ 特疾	⑮ 特別加入者	
⑯ 労働者の氏名 厚 花 子 (61歳)				
フリガナ ホリガナ ネリマク カミシヤクジイ 練馬区 上石神井1-2				
⑰ 災害の原因及び発生状況 得意先に向かうため、支店の玄関の階段を下りる際に、雨で濡れていたことから階段の踏み面が滑り、尻もちをついた。				

## 「労働局」の審査・点検

○災害発生状況から想定できない傷病名の事案の選定  
 〈疑義付箋の記載内容〉※  
 レセプトの傷病部位（頸椎捻挫、右膝の打撲）と、給付請求書の発生状況欄にある内容（階段の踏み面を滑り尻もち）より読み取れる傷病部位が不一致。  
 また、傷病年月日より1ヶ月以上経過しての受診であり、給付請求書記載の災害に起因する治療として認められるか疑義あり。

## 「労働局」の確認

付箋の内容から、上肢、腰部、臀部の負傷の有無、治療経過を医療機関に照会する。私病の可能性があるため、医療機関の回答を含め労働基準監督署に情報を提供する。

症状、治療経過の照会



医療機関

負傷原因を特定するための意見照会

情報提供

## 「労働基準監督署」の労災認定

労働局から情報の提供を受けた事案について、業務災害により発症したものであるか否か、被災労働者から災害発生状況、主治医に負傷の原因特定のために意見を求める。

災害発生状況の確認



被災労働者

行政処分

## 業務上外の決定

### レセプト審査から把握される疑義情報

レセプトの「傷病の部位及び傷病名」欄には、「頸椎捻挫、右膝の打撲」の病名が記載されているが、請求書の「災害の原因及び発生状況」欄から臀部、上肢の打撲が想定されるが、傷病部位が一致しない。また、災害発生日から療養開始日まで1か月以上の隔たりがあり、請求書記載の災害とは異なる災害の治療が疑われる。

## 労災診療費を不正請求した労災保険指定医療機関に対する指定の取消と刑事告発について

A労働局は、労災保険の診療費（約500万円）を不正に請求したB労災保険指定医療機関について、指定の取消を行うとともに、警察署に対して刑事告発を行った。

労災保険受給者Cさん（交通事故に被災）の労災保険給付のために、A労働局が実施した損害保険会社に対する調査によって、Cさんと加害者の間において示談が成立していることが確認されたが、示談成立後もB医療機関からはCさん分の労災診療費が継続して請求されていたため、架空請求を行っていることが疑われた。

このため、A労働局では、当該医療機関に対して労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく立入検査などを実施するとともに、当該医療機関に通院していた労災保険受給者への聴取調査などを実施し、

- (1) 労災保険受給者Cさんは、初診から約1年経過以降は当該医療機関に全く受診していなかったこと
- (2) 上記(1)にもかかわらず、当該医療機関はその後数年間、Cさんのレセプトを作成し不正に労災診療費の請求を行っていたことを確認した。